

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する
事業の実施に関する基本方針の策定について

平成 23 年 9 月 30 日
民間資金等活用事業推進会議決定

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 57 号）の成立を受け、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号）の見直しに向けた検討に着手する。

- 1 民間資金等活用事業推進会議は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 20 条の 2 に基づき、特定事業の実施に関する基本的な方針を定めるものとして、平成 23 年内をめぐりに、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の案の作成を行う。
- 2 基本方針の案は、民間資金等活用事業推進委員会の意見を聴取し、その調査審議を経て作成する。
- 3 基本方針の案の作成に資するため、内閣府において、国民等に対し広く意見を募集する。